

新旧対照表

※取り消し線は削除箇所を、下線は加筆箇所を示す。

項目	旧	新
	<p>この約款（以下「本約款」という）は、お申込者（以下「甲」という）が、スターティアレイズ株式会社（以下「乙」という）から対象ソフトウェア製品（コンピュータプログラム、マニュアルその他関連資料を含み、以下「本製品」という）の使用許諾を受ける際の諸条件を定める。</p> <p>乙は本製品の開発元である株式会社FCEプロセス&テクノロジー（以下「P&T」という）より、本約款に関連して甲乙間で締結される本製品の使用許諾契約（以下「本契約」という）を履行するために必要な権利の許諾を受けるものとする。</p>	<p>この約款（以下「本約款」という）は、お申込者（以下「甲」という）が、スターティアレイズ株式会社（以下「乙」という）から<u>上記</u>の対象ソフトウェア製品（コンピュータプログラム、マニュアルその他関連資料を含み、以下「本製品」という）の使用許諾を受ける際の諸条件を定める。</p> <p>乙は、<u>本製品</u>の開発元である株式会社FCEプロセス&テクノロジー（以下「P&T」という）より、本約款に関連して甲乙間で締結される本製品の使用許諾契約（以下「本契約」という）を履行するために必要な権利の許諾を受けるものとする。</p>
第 1 条	<p><u>第1条 適用</u></p> <p>1. 以下の条項に従い、乙は、甲に対し、本契約において特定された本製品を使用する非独占的ライセンスを付与する。</p>	<p><u>第1条 適用、本契約の成立</u></p> <p>1. <u>本約款の各条項</u>に従い、乙は、甲に対し、本製品を使用する非独占的ライセンスを付与する。</p> <p>2. <u>甲は、乙のウェブサイト上の申込フォームに本製品の種類、数量及び使用料、及び甲の登録用電子メールアドレス（以下、「登録メールアドレス」という）等の必要事項を入力する方法により、本契約の申し込みを行う。</u></p> <p>3. <u>乙が甲の登録メールアドレスに甲からの申込を承諾する旨記載した電子メールを送信したときに本契約は成立する。</u></p>
第 2 条	<p>1. 乙は、改訂日の 1 ヶ月前までに乙のホームページ上で告知することにより、本約款を変更することができるものとする。ただし、本約款の変更の内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又は甲の一般の利益に適合するような内容である場合、乙は直ちに本約款を変更することができるものとする。</p> <p>2. 甲が本約款の変更不同意ときは改訂日までに乙に申し出ることにより本契約を将来に向かって、解除することができるものとする。</p>	<p>1. 乙は、改訂日の 1 ヶ月前までに乙のホームページ上で告知することにより、本約款を変更することができる。ただし、本約款の変更の内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又は甲の一般の利益に適合するような内容である場合、乙は直ちに本約款を変更することができる。</p> <p>2. 甲が本約款の変更不同意ときは、<u>改訂日までに乙に申し出ることにより、</u>本契約を将来に向かって解除することができる。</p>
第 3 条	<p>3. 甲は本製品を 1 ライセンスあたり 1 台のコンピュータにインストールして使用することができ、これ以外の使用はできない。但し、フローティングライセンス方式の契約に基づく使用に際して本項は適用されないものとする。</p> <p>4. 乙は甲に対し、日本国内にて本製品を使用する権利を付与するものとする。</p>	<p>3. 甲は本製品を 1 ライセンスあたり 1 台のコンピュータにインストールして使用することができ、これ以外の使用はできない。但し、フローティングライセンス方式の契約に基づく使用に際して本項は適用されない。</p> <p>4. 乙は甲に対し、日本国内にて本製品を使用する権利を付与する。</p> <p>5. <u>乙は、甲が本契約に違反した場合、乙の任意の判断により、甲に事前に通知のうえ（但し、乙は緊急を要すると判断した場合、事後の通知とすることができる）、当該違反状況が解消されるまでの期間において、以下の各号に定める措置を行うことができる。また、乙は、甲に対して相当の期間を定めて当該違反状態の是正を催告したにもかかわらず、これが是正されない場合、本契約を解除することができる。なお、本項の措置により甲に損害等が生じた場合でも、乙はこれを賠償・補償等する責任を一切負わない。</u></p>

		<p><u>① 甲に付与した本製品の使用許諾を停止すること。</u></p> <p><u>② 甲に対する新たなライセンス発行を停止(ライセンスキー発行の停止等)すること。</u></p> <p><u>③ 本製品に関わるサポートサービス及びその他サービスの提供を停止すること。</u></p> <p><u>④ 前各号の他、本契約に基づく乙の義務の履行を停止すること。</u></p>
第 5 条	<p>1. 乙は甲に対し、本製品に帯有する瑕疵についてのみ責任を負うものとし、甲の誤用、事故、改造、付加、本製品の稼働環境に合致しない環境での使用、不適切な変更又は乙以外の者に帰すべき事由により生じた不具合については、一切その責任を負わない。また、火災、地震、その他の事故、甲の故意又は過失等の乙の責に帰さない理由により生じた瑕疵については、乙は保証の責任を負わないものとする。</p>	<p>1. 乙は甲に対し、本製品に帯有する瑕疵についてのみ責任を負うものとし、甲の誤用、事故、改造、付加、本製品の稼働環境に合致しない環境での使用、不適切な変更又は乙以外の者に帰すべき事由により生じた不具合については、一切その責任を負わない。また、火災、地震、その他の事故、甲の故意又は過失等の乙の責に帰さない理由により生じた瑕疵については、乙は保証の責任を負わない。</p>
第 7 条	<p>1. 甲は、乙のウェブサイト上の申込フォームに本製品の種類、数量及び使用料、及び甲の登録用電子メールアドレス(以下「登録メールアドレス」という)等の必要事項を入力する方法により本契約の申込みを行う。</p> <p>2. 乙が甲の登録メールアドレスに甲からの申込を承諾する旨記載した電子メールを送信したときに本契約は成立する。</p> <p>3. 本契約に基づき甲から乙へ支払われる本製品の使用料は、別紙「2. 本製品の使用料」に定めるものとする。</p> <p>4. 乙は、別紙「6. 本製品の納入」に定める納期、納入方法に従い、本製品の納入を行う。</p> <p>5. 本製品のライセンスキーの通知が行われた日の当月分から使用料が発生する。</p> <p>6. 使用料の支払い方法は、別紙「7. 支払い方法」に定めるとおりとする。</p> <p>7. 甲が支払期日までに支払いを怠った場合には、甲は乙に対して未払金について年利6%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。但し、天災地変その他やむを得ない事由により、支払遅延が生じた場合は、当該事由が継続する期間は、支払遅延期間に算入しないものとする。</p>	<p>1. 本契約に基づき甲から乙へ支払われる本製品の使用料は、別紙「2. 本製品の使用料」に定めるものとする。</p> <p>2. 乙は、別紙「6. 本製品の納入」に定める納期、納入方法に従い、本製品の納入を行う。</p> <p>3. 本製品のライセンスキーの通知が行われた日の当月分から使用料が発生する。</p> <p>4. 使用料の支払い方法は、別紙「7. 支払い方法」に定めるとおりとする。</p> <p>5. 甲が支払期日までに支払いを怠った場合には、甲は乙に対して未払金について年利6%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。但し、天災地変その他やむを得ない事由により、支払遅延が生じた場合は、当該事由が継続する期間は、支払遅延期間に算入しないものとする。</p>
第 8 条	<p>2. 乙は、P&T 及び株式会社アシリレラ(本製品の P&T の開発協力者)を前項の協力会社として扱うことを申し出、甲はこれに同意した。</p>	<p>2. <u>前項の規定にかかわらず、乙は、乙が本製品に関わる顧客サポート業務の一部を委託する者(以下「乙委託先」という)に対し、本契約に基づき乙が負う義務と同等の義務を負担させるとともに、乙が乙委託先における秘密保持義務について甲に対し連帯して責任を負うことを前提として、当該顧客サポート業務を遂行する上で必要となる合理的な範囲において甲の秘密情報を開示することができる。</u></p> <p>3. 乙は、P&T 及び株式会社アシリレラ(本製品の P&T の開発協力者)を前項の協力会社として扱うことを申し出、甲はこれに同意した。</p>
第 9 条	第 9 条	<p>第 9 条 <u>法令遵守等</u></p> <p>1. <u>甲は、本製品を各種法令・公序良俗に反する目的に使用してはならない。</u></p> <p>2. <u>甲は、本製品及び本契約に関連して公的機関が管轄する補助金又は助成金等の制度を利用する場合、適正に行わなければならない。</u></p> <p>3. <u>前二項に定めるもののほか、甲及び乙は、各種法令・公序良俗に反する行為及びそのお</u></p>

		<p><u>そのある行為を行ってはならない。</u></p> <p>4. <u>甲が前三項のいずれかに反する行為、その他各種法令・公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為をしたと乙が判断した場合、乙は本契約を解除できるものとし、また、当該解除により甲に損害等が生じた場合でも、乙はこれを賠償・補償等する責任等を一切負わない。</u></p>
第 10 条	権利義務の譲渡禁止	第10条 権利義務の譲渡禁止
第 11 条	第10条 反社会的勢力の排除	第11条 反社会的勢力の排除
第 12 条	第11条 解除、期限の利益喪失	第12条 解除、期限の利益喪失
	1. 甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告も要せず直ちに本契約の全部若しくは一部を解除することができる。なお、本項による本契約の解除は、損害賠償請求を妨げないものとする。	1. 甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告も要せず直ちに本契約の全部もしくは一部を解除することができる。なお、本項による本契約の解除は、損害賠償請求を妨げないものとする。
	(2) 支払停止若しくは支払不能の状態におちいったとき (3) 手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき (4) 第三者より差押え、 仮差押え、仮処分若しくは 競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき	(2) 支払停止もしくは支払不能の状態におちいったとき (3) 手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき (4) 第三者より差押え、もしくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
2. 甲又は乙は、相手方が前項各号以外の本契約の条項に違反し、かつ、当該違反に関する書面による通告を受領した後 2 週間以内にこれを是正しない場合、本契約の全部若しくは一部を解除することができるものとする。なお、本項による本契約の解除は損害賠償請求を妨げないものとする。	2. 甲又は乙は、相手方が前項各号以外の本契約の条項に違反し、かつ、当該違反に関する書面による通告を受領した後 2 週間以内にこれを是正しない場合、本契約の全部もしくは一部を解除することができるものとする。なお、本項による本契約の解除は損害賠償請求を妨げないものとする	
第 13 条	第12条 準拠法	第13条 準拠法
第 14 条	第13条 管轄合意	第14条 管轄合意
第 15 条		<p>第15条 協議事項</p> <p><u>甲及び乙は、本契約の各条項を誠実に履行し、本契約に規定のない事項又は本契約の各条項の解釈もしくは履行に疑義が生じたときは、信義誠実の原則に基づき協議を行い、その解決を図ることに同意する。</u></p>
(別紙) 5	5.保守サポートサービス内容 (2) 本製品に不具合が発生した場合は、P&Tは乙が必要とする情報を収集し、P&Tが当該不具合の内容を調査のうえ、必要に応じて甲にパッチの提供することとする。	5.保守サポートサービス内容 (2) 本製品に不具合が発生した場合は、P&Tは乙が必要とする情報を収集し、P&Tが当該不具合の内容を調査のうえ、必要に応じて甲にパッチの提供をすることとする。